

議 案 名	富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	富士見都市計画下水道事業の事業計画変更による認可区域の拡張に伴い、富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	(1) 第3条関係、別表の改正（第五負担区を追加）
施 行 日	令和7年4月1日

富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和63年条例第5号）新旧対照表

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
負担区の名称	区域	面積	単位負担金額	負担区の名称	区域	面積	単位負担金額
第一負担区	(略)	(略)	(略)	第一負担区	(略)	(略)	(略)
第二負担区	(略)	(略)	(略)	第二負担区	(略)	(略)	(略)
第三負担区	(略)	(略)	(略)	第三負担区	(略)	(略)	(略)
第四負担区	(略)	(略)	(略)	第四負担区	(略)	(略)	(略)
第五負担区	大字鶴馬字大沼の一部 大字上南畑字蛇木、同字申塚、同字下田、同字九反所、同字池田の各一部 山室一丁目の一部	19.3ヘクタール	1平方メートル当たり510円	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>